

【期間】2月18日(月)～3月15日(金)

所得の申告時期となりました

～申告は正しくお早めに!!～

平成30年分所得の申告時期となりました。平成30年1月1日から12月31日までの1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・時間は13ページの一覧表のとおりです。

なお、事業規模の大きい(所得金額がおおむね300万円を超える)方や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受けられる方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

《問合せ》税務課 ☎2119045

期限内に必ず申告を!

所得の申告は、所得証明書の発行、介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、福祉医療(乳児医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要です。申告がないと、これらに關係する諸証明の発行などができませんので、期限内に申告をしてください。

必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に「平成31年度市民税・県民税

申告のてびき」をよく読んで、帳簿などは必ず整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ず持参してください。帳簿の整理ができていない場合は、必要書類がない場合は、相談を断ることがあります。

なお、市役所での申告相談は大変混雑します。所得税・消費税の申告をする方は、税務署での申告相談を利用してくださ



市県民税・国民健康保険税の申告

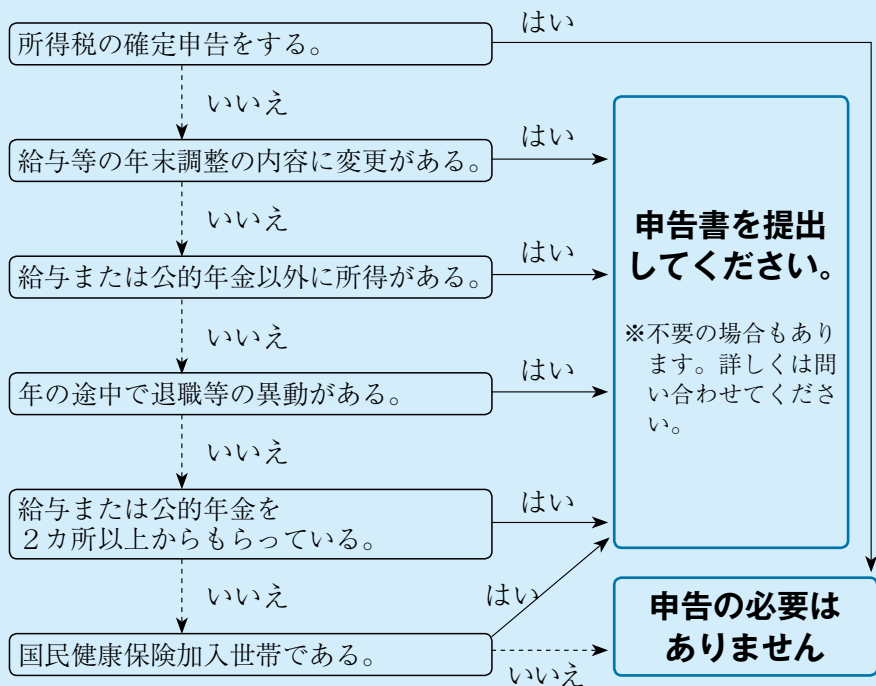
申告の必要な方

- 平成31年1月1日現在、本市に住所があり、30年中に所得のあった次の方
- 国民健康保険加入世帯の方(低所得者軽減)の關係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります。
- 給与所得の他に所得のある方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- 雑損控除・医療費控除・寄付金控除など、各種控除の適用を受ける方

申告の不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、他に所得

市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年、市県民税申告書を提

給与所得以外の市県民税の納付方法

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、

がない方
○収入が公的年金のみの方(年金額により申告が必要場合があります。)

出され、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

ア	○通知カード(マイナンバー) ○住民票の写し(マイナンバー記載あり) などのうち、いずれか一つ
イ	○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証(保険証) ○パスポート ○身体障害者手帳 などのうち、いずれか一つ

給与以外の所得分を普通徴収(自身で納付)で納付したい方は、確定申告書等への記載が必要です。

マイナンバー

申告書には、マイナンバーを記載してください。提出の際には、申告者の①②いずれかの確認書類の提示(原本)または提出(コピー)が必要です。

①マイナンバーカード(個人番号カード)※コピーの場合
②次のア・イ両方の書類

申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月												3月												受付・相談時間
	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15					
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
豊岡税務署 別館1階	所得税の確定申告																								【受付】 8:30~16:00 【相談】 9:00~受付分終了
市役所本庁舎2階大会議室 城崎庁舎 竹野庁舎 日高庁舎 出石庁舎 但東庁舎	市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)																								【受付】 8:30~16:00 ※午前は人数制限あり 【相談】 8:30~12:00 13:00~受付分終了

※会場開設当初と申告期限間際は混雑が予想されます。

※市役所での午前相談分の受付は午前11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに受付を終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。

※豊岡税務署の受付は午後4時までです。混雑状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

※平成30年から税務署の地区相談会場は廃止になりました。

相談	月日	相談会場	受付時間
夜間相談	2月22日(金)	本庁舎2階大会議室、城崎庁舎、 竹野庁舎、日高庁舎、出石庁舎、 但東庁舎	18:00~20:00(人数制限あり)
休日相談	3月3日(日)		8:30~11:30(人数制限あり)

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

【メリット】

○税務署に出向く必要なし

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。

○マイナンバーカードがなくてもe-Taxで申告できます！

ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することで申告が完了します。

※IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。

希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を持参して、税務署にお越しください。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144